

令和6年5月27日  
航空局安全部  
航空安全推進室

## 日本航空株式会社に対する嚴重注意について

日本航空株式会社（以下、「同社」という。）において、安全上のトラブルが相次いで発生しているため、国土交通省航空局は本日付けで同社に対して別添のとおり嚴重注意を行い、航空輸送の安全の確保に向けた更なる取組みを検討の上、令和6年6月11日までに再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

### 【日本航空株式会社による最近の安全上のトラブル】

- ① 令和5年11月5日（現地時間）、米国シアトル・タコマ空港において、同社の航空機が管制許可を受けずに滑走路を横断した事案
- ② 本年2月6日（現地時間）、米国サンディエゴ空港において、他機が着陸進入中に、地上走行中の同社の航空機が誤って異なる誘導路に進入し、管制許可を受けずに滑走路手前の停止線を越えたことから、管制官の指示により他機が着陸進入復行した事案
- ③ 本年4月22日（現地時間）、米国ダラスに滞在中の機長が過度な飲酒に起因して不適切な行動をしたことにより、4月24日（現地時間）に乗務予定の運航便に乗務できず、当該便が欠航した事案<sup>(※)</sup>
- ④ 本年5月10日、福岡空港において、他機が離陸滑走中に、同社の航空機が滑走路手前の停止線を越えたことから、管制官の指示により他機が離陸を中止した事案
- ⑤ 本年5月23日、羽田空港駐機場において、出発のためにプッシュバック中の同社の航空機とスポットインのためにトーイング中の同社の航空機の主翼端同士が接触した事案

<sup>(※)</sup> 本件は、運航規程への違反には至らなかったものの、運航乗務員の飲酒に関する自己管理が徹底されておらず、飲酒に同席していた他の運航乗務員等からの相互確認も行われなかった。

添付資料：日本航空株式会社に対する嚴重注意の文書

《問い合わせ先》

航空局安全部航空安全推進室

参事官 木内（内線：50141）、課長補佐 山本（内線：50145）

TEL（代表）：03-5253-8111

航空安全推進室（直通）：03-5253-8731